

第 5 章 焼損事故の状況

1 焼損事故

(1) 焼損事故の定義[※]

焼損事故とは、火災の3要素が1つでも該当しないものをいい、ひとたび間違ふと火災になる恐れがある事故で、当市では、焼損事故に関しても火災と同様に、事故原因の調査を実施している。

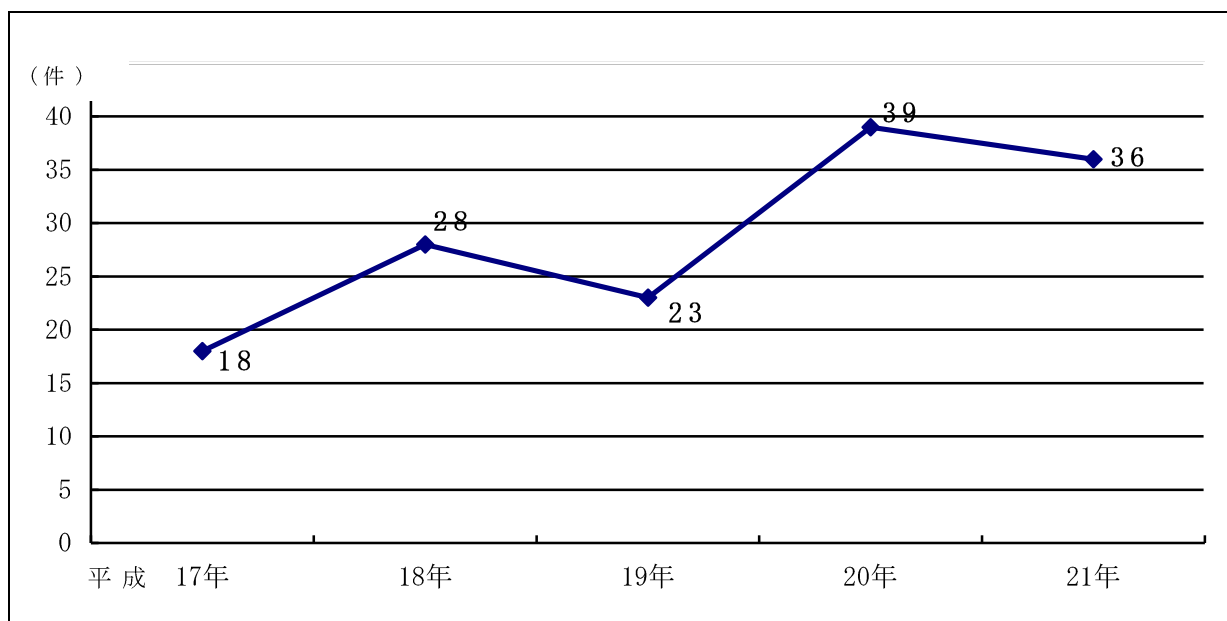
(備考) 火災の3要素とは。

- 1 人の意図に反し発生し、若しくは拡大すること。
- 2 消火の必要がある燃焼現象であること。
- 3 消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とすること。

(2) 平成21年中の焼損事故の現況

平成21年中の焼損事故件数は36件で、この5年間の焼損事故件数をみると、18件を記録した平成17年以降おおむね増加傾向となっており、ここ2年間は30件台で推移している。(過去5年間の平均焼損事故件数は29件。)

図 5 - 1 - 1 焼損事故件数の推移



(3) 冬季・春季に多い

平成21年中の焼損事故件数を四季別にみると、冬季から春季にかけて多く発生しており、全焼損事故の66.7%を占めている。

四季別の焼損事故件数は、表5-1-1に示すとおりである。

表5-1-1 四季別焼損事故件数

年 別 季 別	平成20年		平成21年	
	件 数 (件)	構成比 (%)	件 数 (件)	構成比 (%)
春季(3月～5月)	12	30.8	13	36.1
夏季(6月～8月)	8	20.5	3	8.3
秋季(9月～11月)	9	23.1	9	25.0
冬季(12月～2月)	10	25.6	11	30.6
合 計	39	100.0	36	100.0

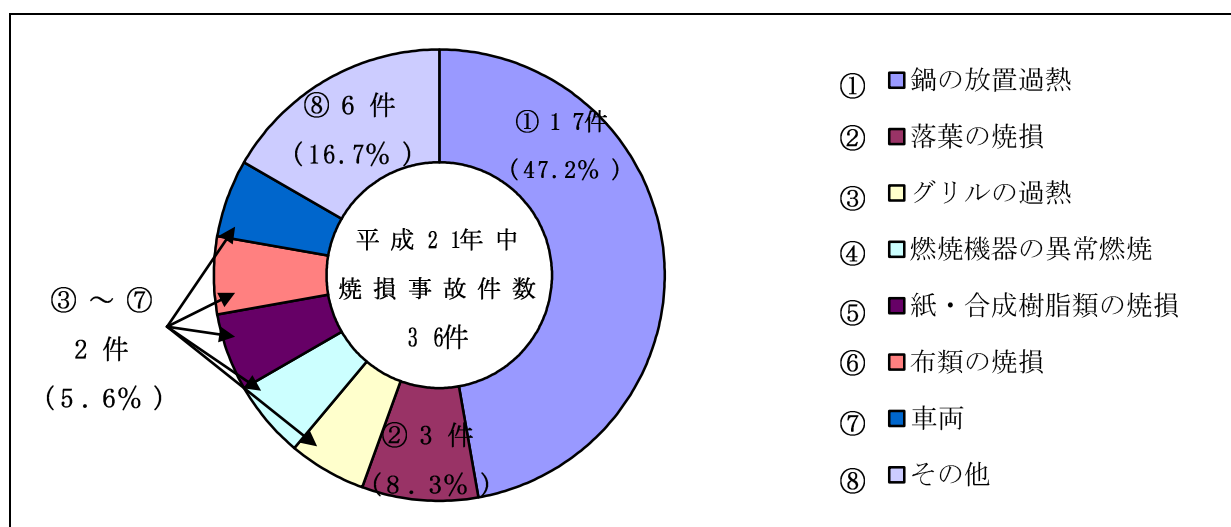
(備考) 冬季の1月及び2月は、該当年のものである。

(4) 「鍋の放置過熱」が47.2%

平成21年中の焼損事故を原因別にみると、「鍋の放置過熱」による発生件数が17件と最も多く、全焼損事故の47.2%を占め、次いで、「落葉の焼損」が3件(8.3%)、「グリルの過熱」、「燃焼機器の異常燃焼」、「紙・合成樹脂類の焼損」、「布類の焼損」及び「車両」がそれぞれ2件(5.6%)となっている。

焼損事故の原因は、図5-1-2に示すとおりである。

図5-1-2 焼損事故の原因



(5) 住宅用火災警報器により94.4%発見

平成21年中の焼損事故の中で、住宅用火災警報器の設置を要する箇所で発生したものは19件となっており、そのうち、住宅用火災警報器が設置されていた件数は18件で、設置率は94.7%となっている。

設置されていた18件のうち、住宅用火災警報器の発報により発見されたものは17件(94.4%)となっている。

表5-1-1 平成21年中の焼損事故発生状況

No.	発生年月	発生場所	原因	その他
1	1月5日	石尾台2	トイレ床面の煤け	
2	1月7日	西尾町	エンジンオイル漏れ	
3	1月8日	高森台4	ビニル製品の焼損	
4	1月18日	神屋町	鍋の放置過熱	奏功事例
5	1月20日	藤山台3	鍋の放置過熱	奏功事例
6	1月24日	気噴町	鍋の放置過熱	奏功事例
7	2月3日	東野町	鍋上の布巾の焼損	奏功事例
8	3月1日	出川町	鍋の放置過熱	奏功事例
9	3月10日	西山町	鍋の放置過熱	奏功事例
10	3月22日	藤山台7	グリルの過熱	奏功事例
11	3月27日	出川町8	鍋の放置過熱	
12	3月28日	藤山台3	鍋の放置過熱	奏功事例
13	4月3日	味美西本町	鍋の放置過熱	奏功事例
14	4月16日	高森台7	鍋の放置過熱	奏功事例
15	4月24日	町屋町	ふろがまの不完全燃焼	
16	4月27日	角崎町	鍋の放置過熱	奏功事例
17	5月1日	玉野台	荒縄の焼損	
18	5月7日	中央台2	車両用フロアマットの焼損	
19	5月18日	鳥居松町4	鍋の放置過熱	奏功事例
20	5月20日	高森台8	落葉の焼損	
21	6月20日	高森台6	鍋の放置過熱	奏功事例
22	7月9日	神領町	鍋の放置過熱	奏功事例
23	8月20日	坂下町2	紙の焼損	
24	9月14日	堀ノ内町5	鍋の放置過熱	

25	10月15日	桃山町	鍋の放置過熱	
26	10月20日	高蔵寺町5	布類の焼損	
27	10月23日	高山町2	乾燥機の異常燃焼	
28	11月2日	鳥居松町5	掃除機内のほこり発煙	
29	11月3日	美濃町3	鍋の放置過熱	奏功事例
30	11月10日	浅山町3	車両の電装品の異常発熱	
31	11月21日	堀ノ内町3	灰皿内にたばこの吸殻を放置	
32	11月22日	宗法町	ごみ類の焼損	
33	12月8日	二子町2	落葉の焼損	
34	12月10日	旭町2	落葉の焼損	
35	12月23日	岩成台8	鍋の放置過熱	奏功事例
36	12月23日	高森台7	グリルの過熱	奏功事例

(備考) 奏功事例とは、住宅用火災警報器の発報により、居住者若しくは付近住民に発見されたことを表す。

2 焼損事故事例

(1) 事例 1

本事例は、鍋をかけたまま外出し、住宅用火災警報器の発報音を付近住民が聞き通報をしたものである。

写真 5 - 2 - 1 「焦げた鍋の状況」



(2) 事例 2

本事例は、灰皿に大量のたばこの吸殻が溜まり、発煙したものである。

写真 5 - 2 - 2 「焼損した灰皿及び吸殻の状況」

